

■介護保険とは④

前回までのお話では、介護保険制度のしくみや、サービスを利用するための申請の仕方・手順について御紹介させて頂きました。では、実際どのようなサービスが利用できるのでしょうか？

介護保険のサービスには、自宅などで利用出来る「在宅サービス」と施設に入所して利用する「施設サービス」があります。今回は在宅サービスの中から訪問介護（ホームヘルプ）について御紹介させて頂きます。

高齢または病気などで介護が必要となられた場合においても可能な限り、長年



☐個人情報保護法とは

個人情報保護法とは、正式名称を「個人情報の保護に関する法律」といい、氏名・住所・職業・年齢・電話番号・携帯電話・写真・メールアドレスなどの個人情報を事業者が適切に利用するよう取扱い方法を定めた法律です。

近年、架空請求やオレオレ詐欺（振り込め詐欺）などの個人情報や名簿を悪用した犯罪が増えています。また、コンピューターやインターネット、携帯電話の普及などで個人情報のコピーや流通が簡単に行えるようになり、技術の進歩がこれらの犯罪を助長している面があります。

そこで個人情報を利用している事業者に対して、利用目的の設定や管理方法を定め、個人情報の取扱いには利用者様の同意などを定めた法律が個人情報保護法です。

- 医療機関等における個人情報：診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者様に係る入院期間中の診療経過の要約、調剤録 等
- 介護関係事業者における個人情報：ケアプラン、介護サービス提供にかかる計画、提供したサービスの内容等の記録、事故状況等の記録 等

～当院における個人情報の利用目的について～

- 医療提供
 - ・当院での医療サービスの提供
 - ・他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・ご家族等への病状説明 等
- 診療費請求のための事務
- 当院の管理運営業務
- 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
- 医療・介護サービスや業務の維持。改善のための基礎資料
- 外部監査機関への情報提供



当院は個人情報を上記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、お気軽にお申し出ください。

(個人情報保護マニュアル委員会 谷岡 尚子)

住み慣れた家で有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るようお手伝いをさせて頂くのが訪問介護です。「入浴やトイレに行くのに手を貸してほしい。」など食事・排泄・入浴・衣服の着脱などの日常生活動作が出来ない要介護状態にある方に対し、身体介護が提供されます。

通院・買物同行などの外出介助もあります。また、「洗濯や掃除が十分に出来ないで困っているの。」など日常生活動作が自分で出来ても、体力や複雑な動作を必要とする家事動作が自分で出来ない要介護者は洗濯・調理・買物などの生活援助を提供します。しかし中には、利用される方以外

に係る洗濯や買物など、直接本人の援助に該当しない行為や、草むしり、花木の水やりなどの日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為は、一般的に介護保険の範囲に含まれないと考えられる事例もあります。

利用される方の心身の状態に合ったサービスを選ん で頂き、利用者が望むその方らしい生活の実現に向けて、有効に活用して頂けたらと思います。 当院では本年7月よりケア・マネージャーが3人体制でケアプランのご相談に応じておりますのでよろしくお願いたします。

(介護保険委員会・ホームヘルパー 長瀬 智恵子)

曾山医院

胃腸科・外科・内科・肛門科

☎656-2131 兵庫県淡路市志筑 1391-9 ☎0799-62-5566

編集委員会

岡崎博子 背野有加里
荷出真巳 赤松陽子
西岡博子 細島成氏
(協力)パソコン教室クリック